

「自転車の安全利用に関する条例(案)」のパブリック・コメントの実施結果について

1 意見・提案の提出期間 平成21年9月1日(火)から9月30日(水)まで

2 意見の提出者数等

| 提出者数 | 件数 | 意見の提出方法 | | | | |
|------|-----|---------|--------|----|-------|----|
| | | Eメール | ファクシミリ | 郵送 | 意見投稿箱 | 窓口 |
| 9人 | 10件 | 7 | 0 | 0 | 2 | 1 |

3 意見・提案の概要とそれに対する市の考え方

| No | 市民意見・提案の概要 | 市の考え方 |
|----|---|---|
| 1 | 自転車専用道の整備に努める項目も盛り込んで欲しい。歩行者、自転車、自動車を3つに分ける形が望ましい。 | この条例では、自転車の安全利用について意識の向上を図ることを目的としております。自転車専用道路の整備につきましては、関係各課と調整し検討してまいりたいと考えております。 |
| 2 | 「自転車利用者の責務」だけを、押しつけただけでは如何なものか。今までの法令が比較的緩かったので、難しいと思う。 | この条例では、自転車利用者の責務のほか、市、自転車小売業者、市民、それぞれの責務や交通安全活動団体の役割を明らかにすることとしており、それぞれの立場に立った責務や役割を果たすことにより、自転車の安全利用の促進が図れるものと考えております。 |
| 3 | 条例化する方向は、良いと考えるが具体策が不十分である。法律・条例の周知として、所属団体(学校等)での教育、地域住民への啓蒙、などの追加を希望する。 | 市民、事業者、警察署及び交通安全活動団体と連携した効果的な自転車交通安全教育の実施を図ると共に、自転車の安全な利用の方法についての広報活動や啓発活動を進めるため条分の追加を検討したいと考えております。 |

| No | 市民意見・提案の概要 | 市の考え方 |
|----|--|--|
| 4 | <p>「市長の責務」の項目に「市長は自転車利用に関する交通法規、条例を利用者に周知、徹底する」の規定を追加して欲しい。</p> | <p>この条例では、市長は、自転車に関する事故を未然に防止するため、他人に危害を及ぼし、又は迷惑をかけるような運転をする自転車の利用者に対して、必要な指導又は勧告をすることができるほか、必要に応じて警察署の長に対し、当該行為の取り締まりを要請することができるようにしており、その中で交通法規等の徹底をしてまいりたいと考えております。</p> |
| 5 | <p>進行方向左側の歩道の自転車通行は、車道の進行方向と同じ向きに限るといふ、市独自の条例を作っていただきたい。</p> | <p>自転車の歩道への通行につきましては、道路交通法の普通自転車の歩道通行に関する規定等で定められておりますので、本条例で重ねて同一の内容を規定することは法令上できかねますが、警察署等と協力して安全対策に努めてまいります。</p> |
| 6 | <p>市長、関係団体、事業者 ①自転車に対する道交法の要旨の徹底 ②道交法の違反者への罰則等の指導勧告 利用者 ①法令の遵守への徹底、左側の運行 ②禁止事項の徹底 ③歩道の自転車利用の可否の明示と徹底</p> | <p>この条例では、市、市民、関係団体、事業者、自転車利用者が相互に連携した活動により道路交通法規定の周知・指導を行うなど自転車の交通安全の推進を図るよう定めておりますので、これにそって対応をしてまいりたいと考えております。</p> |
| 7 | <p>自転車五則等との関連も明確にし、交通事故防止に市と市民が一体となり協力を推進する条文にされたい。</p> | <p>この条例では、市と市民などが協力して自転車安全利用五則のみならず道路交通法、東京都公安委員会規則なども含めて周知と遵守が図られるよう定めております。</p> |

| NO | 市民意見・提案の概要 | 市の考え方 |
|----|--|--|
| 8 | <p>「自転車利用者の責務」第6条4項に多摩川かぜのみちを含むとあるが、他市の利用者は、この道をサイクリングロードと思っているので本条例が施行された時どのような扱いにするか。</p> | <p>この条例では、府中多摩川かぜのみちを含む緑道・遊歩道においても、対象となっております。これにより、必要に応じて警察署への取り締まりの要請が当条例により可能となっております。</p> |
| 9 | <p>多摩川かぜのみちにおける事故を避けるには、自転車、歩行者双方の理解と協力が不可欠であるが、本条例は自転車だけが対象となっている。これでは片手落ちであり、歩行者への啓蒙活動や指導が必要である。また、道路整備も併せて検討が必要である。</p> | <p>府中多摩川かぜのみちを含む緑道・遊歩道においても、本条例の対象としております。交通安全のために、自転車利用者のみならず歩行者に対しましても安全歩行を心掛けていただくための啓蒙活動は必要であると考えております。</p> <p>また、道路整備につきましては、歩行者双方が安全に利用できるよう関係機関と調整し対応してまいります。</p> |
| 10 | <p>傘さし運転の危険はわかるが、人のいない処をゆっくり安全に走るのを禁止されるのは堅苦しい。</p> <p>雨具をいつも持参するのは大変である。どうしても、禁止するのであれば補助して欲しい。</p> | <p>傘さし運転等の禁止につきましては、東京都道路交通規則の一部改正により、本年7月1日から禁止されたものです。この条例において、傘さし運転等の禁止を除外することはできませんのでご理解ください。</p> |